

1 丁

法務省		出生地	現住所	本籍	氏名	出生年月日	昭和一七年 九月一三日
年	月	日	項	序	名		
四〇	九	二五	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会			
四一	三		東京大学法学部卒業				
〃	四	一	司法修習生を命ずる	最高裁判所			
四三	四	四	司法修習生の修習終了				
四四	〃	五	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する				
四五	三	二五	鉤路地方検察庁検事に配置換する				
四六	一	一一	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	法務省			
四七	三	二五	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	最高検察庁			
一	七	九	千葉地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	〃			
			事務取扱の期間は昭和四七年一月二六日までとする	東京高等検察庁	法務省	まつ お くに ひろ	松尾 邦弘

2 丁		法務省		年	月	日	事	項	松尾邦弘
五三	二四	四九	四八	四	三	二	事務取扱の期間は昭和四七年五月一一日までとする	東京高等検察庁	序名
		五〇	五	二七	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる				
		五	七	二〇	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる				
		八	二〇	アメリカ合衆国へ出張を命ずる					
				出張期間は昭和五〇年九月一〇日から昭和五一年一月二七日までとする					
		五一	二	二五	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる				
		三	二〇	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる					
		二三	二三	東京地方検察庁検事に配置換する					
				法務事務官(法務省刑事局付)に併任する					
		法務省	法務省	東京高等検察庁					

3 丁		法務省		年	月	日	事項	松尾邦弘
六〇	五九	五四	五四	昭和五三	三	二四	大蔵事務官（国税庁調査监察部査察課）に併任する	国税庁
三	二六	一〇	一	一〇	九	一七	外務事務官（大臣官房）に併任する	外務省
二五	法務省刑事局参事官に充てる	五八	一	一一	外務事務官（大臣官房）の併任を解除する	外務省	大蔵事務官（国税庁調査监察部査察課）の併任を解除する	国税庁
		七	一	一一	外務省に向させる	外務省	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	法務省
		八	一五	一一	法務省に出向させる	法務省	外務事務官（在ドイツ連邦共和国日本国大使館）に転任させる	外務省
				五八	一	一	一等書記官を命ずる	法務省
					七	一	参事官を命ずる	法務省
					八	一五	帰朝を命ずる	法務省
							検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる	法務省
							法務省刑事局参事官に充てる	法務省

法務省				年	月	日	事項	松尾邦弘
年	月	日	事項	國税庁	國税庁	國税庁	國税庁	名
昭和六〇	三	二五	大蔵事務官（国税庁調査査察部）に併任する					
六一	九	一	かねて法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てる かねて法務省人権擁護局付に充てる					
六二	三	一〇	かねて法務総合研究所教官に充てる 法制審議会幹事に併任する					
六三	四	二〇	中華人民共和国へ出張を命ずる 法務大臣官房参事官に充てる	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省
平成元	九	六	出張期間は昭和六二年三月一七日から同月二六日までとする 法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てることを解く 法務省人権擁護局付に充てることを解く	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省
二	一	四	法務総合研究所教官に充てることを解く 法制審議会幹事の併任を解除する 東京高等検察庁検事に配置換する 法務省刑事局刑事課長に充てる 法制審議会幹事に併任する	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省
併任の期間は平成二年一二月三一日までとする			平成二年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する					

5 丁		省務法		年月日		事項		松尾邦弘	
年	月	日	事項	年	月	日	事項	年	月
平成二年五月	一一二	平成二年五月	平成二年度司法試験（第二次試験） 考査委員の併任を解除する	副検事選考審査会予備委員に併任する	二五	一一〇	副検事選考審査会予備委員に併任する	法務省	法務省
三四年四月	二四四	三四年四月	法務省刑事局総務課長に充てる	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	二四四	二二五	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	法務省	法務省
四年三月	二〇九	五年一月	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	併任の期間は平成三年一二月三一日までとする	最高裁判所	一二五	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
四年二月	一一〇	五年二月	法制審議会幹事に併任する	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する	法務省	一一一	法務省	法務省	法務省
四年一月	一一一	四年一月	法務大臣官房人事課長に充てる	法務省人事管理官を命ずる	法務省	一一一	法務省人事管理官を命ずる	法務省	法務省
四年十二月	一一二	四年十二月	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	任期は平成四年六月三〇日までとする	法務省	一一二	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	法務省	法務省
四年十一月	一一三	四年十一月	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	法務省	一一三	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	法務省	法務省

法務省										年 月 日	事 項	松尾邦弘
平成 四	四	一〇	公証人審査会委員に併任する	法 務 省								
〃	六	〃	併任の期間は平成五年一二月三一日までとする	法 務 省	〃	〃	〃	〃	〃	年 月 日	事 項	松尾邦弘
〃	一	六	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法 務 省	〃	〃	〃	〃	〃	年 月 日	事 項	松尾邦弘
四	一	一	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所	一四	一	一	一	一	年 月 日	事 項	松尾邦弘
〃	六	〃	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を免ずる	最高裁判所	二八	一	二	二	二	年 月 日	事 項	松尾邦弘
〃	一	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法 務 省	六	〃	〃	〃	〃	年 月 日	事 項	松尾邦弘
〃	一	一	併任の期間は平成四年一二月三一日までとする	法 務 省	二二	一	二	二	二	年 月 日	事 項	松尾邦弘
〃	一	一	平成四年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	法 務 省	一	一	一	一	一	年 月 日	事 項	松尾邦弘
〃	一	一	併任の期間は平成四年一二月三一日までとする	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	四	一	一	一	一	年 月 日	事 項	松尾邦弘
〃	一	一	平成五年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	法 務 省	五	〃	〃	〃	〃	年 月 日	事 項	松尾邦弘
〃	一	一	併任の期間は平成五年一二月三一日までとする	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	四	一	一	一	一	年 月 日	事 項	松尾邦弘
〃	一	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法 務 省	六	〃	〃	〃	〃	年 月 日	事 項	松尾邦弘
〃	一	一	併任の期間は平成五年一二月三一日までとする	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	四	一	一	一	一	年 月 日	事 項	松尾邦弘
〃	一	一	公証人審査会委員に併任する	法 務 省	六	〃	〃	〃	〃	年 月 日	事 項	松尾邦弘
平成六年度司法試験（第二次試験）	一	一	公証人審査会委員に併任する	法 務 省	四	一	一	一	一	年 月 日	事 項	松尾邦弘

7 丁

法務省

年 月 日

事

項

松尾邦弘

平成六六

併任の期間は平成六年一二月三一日までとする
検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

法務省

法務省

七

併任の期間は平成六年一二月三一日までとする
法務省共済組合運営審議会委員を命ずる
任期は平成八年六月三〇日までとする

法務省

一〇一

最高検察庁検事に配置換する
法務大臣官房人事課長に充てる

法務省

七一四

併任の期間は平成七年一二月三一日までとする
平成七年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する

法務省

二五一四

併任の期間は平成七年一二月三一日までとする
司法修習生考試委員会委員を委嘱する

法務省

六一

併任の期間は平成七年一二月三一日までとする
検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

法務省

八一

併任の期間は平成七年一二月三一日までとする
公証人審査会委員に併任する

法務省

四一

併任の期間は平成八年一二月三一日までとする
平成八年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する

法務省

一一〇

併任の期間は平成八年一二月三一日までとする
松山地方検察庁検事正に配置換する
法務省人事管理官を免ずる

法務省

二二

併任の期間は平成八年一二月三一日までとする
平成八年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任を解除する

法務省

法務省				年	月	日	事項	法務省	松尾邦弘
平成八	一	三一	法務省共済組合運営審議会委員を免ずる						
		二	公証人審査会委員の併任を解除する						
		五	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く						
		一三	東京地方検察庁検事に配置換する						
		一七	東京地方検察庁次席検事を命ずる						
		一九	法制審議会刑事法部会委員に併任する						
		一四	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する						
		一〇	最高検察庁検事に配置換する						
		四	中華人民共和国へ出張を命ずる						
		三	出張期間は平成一〇年五月四日から同月八日までとする						
		二四	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する						
		五	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる						
		一八	最高裁判所刑事法部会委員の併任を解除する						
		一九	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる						
		六	法務省刑事局長に充てる						
		二三	検察官特別考試審査会委員に併任する						
		七	副検事選考審査会委員に併任する						
		三	法制審議会刑事法部会委員に併任する						
			法制審議会少年法部会委員に併任する						
			法制審議会幹事に併任する						
				法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	松尾邦弘

年 月 日 事 項

省

平成一〇

七 二二

司法修習生考試委員会委員を委嘱する

八 一二

二六

第一四三回国会政府委員を命ずる

二八

二六

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する

二八

二八

動物保護審議会幹事に任命する

九 二八

一五

青少年問題審議会幹事に任命する

二八

一一

大韓民国へ出張を命ずる

九 二七

一一

出張期間は平成一〇年一一月一一日から同月一三日までとする

二二 二七

一一

第一四五回国会政府委員を命ずる

二二 二七

一一

第一四五回国会政府委員を命ずる

一九 二二

一一

自然環境保全審議会幹事に任命する

二二 二二

一二

法務事務次官に任命する

二四 二二

一一

倫理監督官を命ずる

二四 二一

一一

司法試験管理委員会委員長に併任する

二八 二一

一二

中央省庁等改革推進本部幹事に任命する

二一 二八

一一

国会等移転審議会幹事に任命する

二一 二一

二二

法制審議会委員に併任する

一六 二一

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる

二一 一六

司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く

一一 一六

最高裁判所

法務省

法務省

法務省

省務			年	月	日	事項	内閣	松尾邦弘
			平成一二	二二	二五	高齢社会対策会議幹事に任命する		
			"	一一	一	消費者保護会議幹事に任命する	"	"
			"	二七	中央交通安全対策会議幹事に任命する		"	
一三	一	五				消費者保護会議幹事を免ずる		
						平成一三年一月五日限りをもつて法制審議会委員の併任は終了した		
						平成一三年一月五日限りをもつて検察官特別考試審査会委員の併任は終了した		
						平成一三年一月五日限りをもつて副検事選考審査会委員の併任は終了した		
						中央交通安全対策会議幹事を免ずる		
			"	"		中央交通安全対策会議幹事に任命する		
	三	一二	"	"		独立行政法人土木研究所設立委員に任命する		
						独立行政法人建築研究所設立委員に任命する		
						独立行政法人交通安全環境研究所設立委員に任命する		
						独立行政法人海上技術安全研究所設立委員に任命する		
						独立行政法人港湾技術研究所設立委員に任命する		
						独立行政法人電子航法研究所設立委員に任命する		
						独立行政法人北海道開発土木研究所設立委員に任命する		

11 丁

法務省		年	月	日	事項	府名
平成一三	四	二	九	一	消費者保護会議幹事に任命する	内閣
〃	五	九	一	高齢社会対策会議幹事に任命する	〃	内閣
〃	六	一	二二	公害対策会議幹事に任命する	環境省	内閣
〃	六	一	二二	中央省庁等改革推進本部幹事を免ずる	内閣	内閣

松尾邦弘